

会 議 録

会議の名称		令和 7 年度第 2 回小金井市公共下水道事業審議会
事務局		環境部下水道課業務設備係
開催日時		令和 7 年 9 月 3 0 日（火） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 2 0
開催場所		小金井市役所本町暫定庁舎 1 階第一会議室
出席者	委員	楠元 克成 利谷翔平 高木和子 安田和弘 深澤義彦 橋爪文彦
	その他	パシフィックコンサルタンツ株式会社 眞崎 哲二 仲田 雅俊 本多 希久子
	事務局	下水道課長 関 次郎、業務設備係長 井出 信綱、 工務維持係長 小林 君男 業務設備係主査 鴨下 伸一
傍聴の可否		○可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		0 人
傍聴不可等の理由等		
会議次第		別紙のとおり
会議結果		別紙「審議経過」のとおり
提出資料		別紙のとおり
その他		なし

1 「小金井市下水道使用料の改定について」

資料－1に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社及び、事務局から説明を行った。

主な質疑応答、意見は以下のとおり。

(安田委員)

資料1の5ページ、東京都の維持管理負担金単価は、現在38.698円が、54.241円となるのか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(深澤委員)

物価上昇率等の数値で示されることに加え、災害への備えなど今後のリスク等についても言及があると、下水道使用料の改定について市民の納得が得やすいのではないと思われる。

(安田委員)

東京都は維持管理負担金単価を5年ごとに見直ししていくとしているが、本市の下水道使用料については、今後どのようにしていく予定か。料金改定の検討には毎回1年以上にかかるのか。

(事務局)

現在、経営戦略の見直し中であるが、使用料の改定は原則、経営戦略の中で検討する。経営戦略の改訂は5年毎に行うので、使用料の見直しも原則5年毎に行う。また、システム改修期間（8か月程度）を踏まえた改定時期の設定を想定している。

(安田委員)

そのシステム改修に係る経費は如何ほどか。

(事務局)

改修内容の細部が確定していないが、概ね一千万円程度掛かる予定である。

(橋爪委員)

下水道事業の収入として下水道使用料はどの程度を占めているか。

(事務局)

3条収入についていえば、令和7年度予算で下水道使用料収入が52.6%を占める。その他は雨水処理に係る負担金収入、長期前受金戻入などがある。

(楠元委員)

東京都の維持管理負担金が、38.698円から54.241円に40%程度アップするとの理解でよいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。東京都の維持管理負担金は、都の経営努力の上で、物価上昇や社会情勢等を考慮したものと認識している。

(楠元委員)

資料1の12ページ、単年度現金収支は将来の改築更新費用を見込んだものか。

(事務局)

現在の事業を継続した場合の将来推計を実施したものである。

(楠元委員)

その条件で推計した改定率が、資料1の17ページに示したものか。

(事務局)

お見込みのとおりである。本日はどのケースで改定するかご審議いただきたい。

(安田委員)

近隣都市の下水道使用料の値上げの状況はどのようなものか。

(事務局)

本市は他市に比較して先行して下水道使用料の見直しに取り組んでいる状態に

ある。近隣都市も追従するものと思われる。

(橋爪委員)

市民への周知方法は、今後どのように実施するか。

(事務局)

パブリックコメントについて、適用除外を定めている小金井市市民参加条例施行規則第18条の第2号に金銭の徴収に関するものがあり、使用料はこちらに該当するため、パブリックコメントは行わないが、今後令和8年度に1年間かけて市報、ホームページ等を活用し丁寧な周知を心掛けたい。

(利谷委員)

資料1の18ページ、20 m^3 使用時の料金の算定方法について、単価(350円/ m^3)に使用水量(20 m^3)を乗じて1,190円とならないがどのような計算を行っているか。

(事務局)

基本料金(350円)に基本料金の対象水量8 m^3 を20 m^3 から差し引いた12 m^3 に単価(70円/ m^3)を乗じた値を加えた額となっている。

(利谷委員)

資料1、14ページの目標改定率の条件である経費回収率100%以上という表現について、令和6年度の水準を維持するというような表現が適切だと思われる。

(事務局)

表現については見直しさせていただく。

(橋爪委員)

市民として下水道使用料単価を下げるために努力できることはないのか。ごみの場合は、ごみを減らせればよいが下水道の場合もそのような取組ができるか。

(事務局)

様々な意見をいただいているが、下水は生活上生じてしまうものであるためそのようなことは難しいと考えている。将来のために今改定しておくことが必要と考えている。

(楠元委員)

使用料改定にあたり、市民へ説明するために明確な根拠を示す必要がある。今年7月に示された日銀予測の物価上昇率をもとに設定されるケース2は妥当と考える。

(高木委員)

使用料改定はやむなしと考える。物価上昇、下水道技術者の不足なども聞き及んでいる。下水道を将来に引き継いで行くことが必要と感じる。

(楠元委員)

本日はどの改定率を今後の検討対象とするかか決定するとのことだが、個人的には先ほどのとおりケース2が良いと考える。

(高木委員)

余裕をもって将来の準備をしておきたいため、ケース3での改定が良いかと考えるが、ケース2とケース3の差がさほど大きくないため、本市の状況がまだ深刻な状況でないことを踏まえると、ケース2の方が納得しやすいのではないかと考える。

(安田委員)

5年ごとの見直しも予定されているため、日銀予測も踏まえたケース2が良いと考える。

(深澤委員)

電気等の他のインフラも値上げが予定されているが、下水道は生活に必要不可欠なものでもあり、早急に見直した方が良いのではないかと考える。

※ 審議の結果、本審議会では、提示された目標改定率3ケースのうち、ケース2を検討対象とすることとなった。

2 「小金井市下水道使用料の減免について」

資料－2－①から2－⑥に基づき、事務局から下水道使用料の見直しにあわせて下水道使用料の減免基準について、特に65歳以上非課税世帯の減免について見直しを行いたい旨説明を行った。

主な質疑応答、意見は以下のとおり。

(高木委員)

資料2－⑤の65歳以上非課税世帯の減免対象の64名の年齢層はどのようなものか。

(事務局)

具体的な年齢層を集計してはいないが、高齢の方々が多い印象である。

(高木委員)

減免を受けている方々は、それなりの経済状況があると思われるが。

(事務局)

減免の対象額は、基本使用料(税込385円)×12か月分であり、年額は4,620円である。問い合わせ時にこれを確認し、申請されない場合もある。生活困窮の場合、他の制度の利用も考えられる。

(橋爪委員)

水道の方も減免があるのか。東京都が今夏基本料金を減免したが、都は経営状況に余裕があるということか。

(事務局)

水道の方も減免がある。東京都の今夏の時限的な減免は政策判断によるものであると認識している。

(利谷委員)

高齢者の方の減免があるということだが、下水道、水道以外にもあるのか。

(事務局)

市の制度では、下水道使用料以外に高齢者というだけで適用されるものはない。

(楠元委員)

今回の検討対象である、65歳以上非課税の方々の下水道の減免がなくなっても、生活保護など他の要件を満たせば下水道使用料の減免が受けられるということではどうか。

(事務局)

お見込みのとおりである。65歳非課税者を対象とした減免は、本市独自のものであり、使用料改定のこの時期に見直しの検討対象としたい。

(楠元委員)

他の自治体が行っていない減免対象ということで、見直しは妥当だと思うが、市民への十分な説明が必要と考える。そのため、今すぐではなく今回の使用料改定と時期を合わせたほうがよいのではないか。

(事務局)

令和9年度の料金改定にあわせるのが妥当と考えている。

※ 次回審議会にて継続審議となった。

3 その他

なし

閉会

*各議題の会議録・資料については、図書館本館、議会図書館(小金井市役所本庁舎4階)、情報公開コーナー(小金井市役所第二庁舎6階)にて閲覧できます。